

松本広域連合広域計画

松本広域連合

目 次

| | |
|---|----|
| 広域計画策定にあたり | 1 |
| 1 ふるさと市町村圏計画の基本方針に関する事 | 2 |
| 2 ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事 | 3 |
| 3 旧伝染病舎の管理に関する事 | 5 |
| 4 消防に関する事（消防団に関する事並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事を除く。） | 6 |
| 5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事 | 8 |
| 6 広域的なごみ処理の対応に関する事 | 9 |
| 7 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事 | 10 |
| 8 調査研究に関する事 | 11 |
| 9 広域計画の期間及び改定に関する事 | 12 |

広域計画策定にあたり

松本市、塩尻市、東筑摩郡及び南安曇郡の19市町村（以下「関係市町村」という。）は、「松本地域広域行政事務組合をゆるやかに広域連合に移行する」という基本方針のもと、十分な論議を重ね共通の認識に立ち、松本地域広域市町村圏（以下「圏域」という。）の一体的な発展を目指して、松本地域広域行政事務組合を解散し、平成11年2月1日松本広域連合（以下「広域連合」という。）を設置しました。

圏域は長野県の中央に位置し、圏域のどこからでも“日本の屋根”北アルプスが眺望できる美しく豊かな自然と国宝松本城をはじめとする豊富な歴史文化資産に恵まれ、長野県における経済、文化の中心的役割を担っています。また、広域消防や陳情活動等の実績により培われた圏域の連帯意識も、強固なものとなっています。

広域連合は、これらの自然、文化及び実績を生かし、関係市町村個々の伝統や特性を尊重しながら、多様化・高度化する広域行政ニーズに適切かつ効率的に対応するとともに、国が進めている地方分権の受け皿として足腰の強い広域行政システムを整備していくこととしています。

このため、広域連合と関係市町村が松本広域連合規約に基づき進めていく事務事業について、経緯、現状と課題及び今後の方針と施策を明らかにした広域計画を定め、圏域のより一体的な発展に努めます。

1 ふるさと市町村圏計画の基本方針に関すること

(1) 経緯

関係市町村は、昭和46年に松本地域広域市町村圏の指定を受け、松本地域広域市町村圏計画を策定し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、圏域の一体的な発展を図ってきました。

平成元年に国のふるさと市町村圏の選定を受け、松本地域ふるさと市町村圏計画を策定、平成6年度にはこの計画を見直し、第2次松本地域ふるさと市町村圏計画を策定して今日に至っています。

この間、平成5年の広域常備消防体制の整備や平成11年2月の広域連合への移行等、ふるさと市町村圏計画に登載された内容に沿って事業の展開が図られてきました。

(2) 現状と課題

ふるさと市町村圏計画は、圏域の総合的な振興の指針としての役割を持ち、策定にあたっては国・県の計画、関係市町村の計画及び広域計画との整合を図り、関係市町村と広域連合が果たすべき役割を登載する必要があります。

(3) 今後の方針と施策

(第3次松本地域ふるさと市町村圏計画策定の基本方針)

ふるさと市町村圏計画は、圏域の総合的な振興を目指し、広域行政施策の一層の充実・強化を進め、圏域住民の福祉の向上を図るための指針とします。

計画は、ふるさと市町村圏推進要綱及び広域行政圏計画策定指針に基づき基本構想、基本計画、広域活動計画及び実施計画で構成した内容とします。

策定にあたっては、要領を定め、住民アンケート、住民懇談会、講演会等における住民ニーズを反映した、広域連合にふさわしい実効性のある計画とします。

また、国・県の計画、関係市町村の総合計画等との整合に努めます。

2 ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

圏域では、平成元年のふるさと市町村圏の選定に伴い、関係市町村の出資及び県の助成により10億円の松本地域ふるさと市町村圏基金を造成しました。

また、基金からの果実を原資として、関係市町村や関係団体と相互に協力しながら圏域の活性化、イメージアップ等圏域全体の振興を図ってきました。

この間、平成5年開催の信州博覧会松本広域館出展に係る剰余金等の寄附を受け、基金に積み立てました。

関係市町村では、それぞれの総合計画等との整合を図りながら、ふるさと市町村圏計画に基づく事業を積極的に実施するとともに、広域活動計画に基づき広域連合が行うソフト事業にも連携・協力してきました。

(2) 現状と課題

基金設置時には、高金利に支えられ積極的な事業展開が可能でしたが、度重なる金利の引き下げに伴い、近年は財源である基金の果実が減少しています。

このため、安全でより有利な預金方法により果実の確保に努めていますが、果実を主な財源とするソフト事業の展開は極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、広域連合への圏域住民及び関係市町村の期待も大きい中、財源の確保とともに、圏域の一体感の醸成につながる事業展開に努める必要があります。

また、関係市町村では広域事業に関する計画に登載された事業を計画的に進める必要があります。

(3) 今後の方針と施策

多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するため、関係市町村との連携強化を図り、その果たすべき役割を適正に分担しながら、圏域内の様々な地域文化、観光等の資源の活用を図り、住みやすく豊かに発展する地域づくりを進めます。

このため、基金の果実等財源確保に一層努め、ふるさと市町村圏計画の「広域活動計画」で事業内容を明らかにし、関係市町村及び関係団体と連携・協力しながら効率的・計画的に諸事業の展開に努めます。

また、関係市町村は、ふるさと市町村圏計画の「広域事業に関する計画」

に基づく事業主体が市町村の事業に計画的に取り組むとともに、広域連合は事業の実施に必要な連絡調整に努めます。

3 旧伝染病舎の管理に関すること

(1) 経緯

昭和47年に伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、松塩筑南安伝染病院組合が設置され、伝染病予防法に基づく伝染病舎の維持管理、患者への対応に努めてきました。

この間、管理運営主体は、松塩筑南安広域行政事務組合、松本地域広域行政事務組合を経て、広域連合となりました。

平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症予防法」という。)が施行され、伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務については、市町村の事務から県の事務となり、広域連合での共同処理事務は廃止されました。

長野県では感染症予防法に基づく感染症指定医療機関に、伝染病舎に隣接する国立松本病院を指定し、県から当該病舎を国立松本病院が使用することへの協力依頼がされました。

(2) 現状と課題

当該病舎は、感染症予防法の施行に伴い平成11年4月に公用廃止し、普通財産として管理しており、県からの協力依頼に基づき当該施設を国立松本病院に貸与しています。

(3) 今後の方針と施策

県への協力義務に配慮しながら、財産処分等については関係市町村と十分な協議を進め適正に対応します。

4 消防に関すること（消防団に関すること並びに水利施設の設置、維持及び管理に関することを除く。）

(1) 経緯

圏域における消防体制は、松本市、塩尻市及び南安曇郡の5町村の計7市町村においては常備消防体制となっていました。12町村は常備消防体制が未整備のままでした。

このため、平成元年度に策定した松本地域ふるさと市町村圏計画に消防に関する広域的施策の骨子として「圏域を一体化した広域常備消防体制の整備」が位置づけられました。

その後、平成3年に施策実現のため広域消防計画を策定し、平成5年には圏域19市町村を一体化した広域常備消防体制を確立、松本広域消防局が発足しました。

広域連合への移行に伴い、平成11年4月に「火薬類の譲渡、譲受又は消費等の許可」及び「液化石油ガス設備工事の届出」に関する事務が長野県から移譲されました。

(2) 現状と課題

都市部での建物の高層化・大規模化、周辺地域の混住化・過疎化、高速交通化、高齢化等による災害弱者の増加など、社会経済状況の変化に伴い、消防防災業務は複雑・多様化するとともに、業務量も年々増加の傾向にあります。

このため、広域常備消防体制を1消防本部・12消防署・4出張所とし、関係市町村の消防団との連携はもとより、長野県消防防災航空隊の活用、消防の広域的応援体制の整備、関係機関との連携協力体制の強化等を図り、日常の災害対応、大規模災害などにおける緊急防災体制の整備を進めています。

また、平成10年に松本広域連合消防施設等整備基金を設け、この基金を有効に活用して、消防施設等の整備を図ることとしています。

住民の防災意識の高揚に伴う要望にこたえ、一層の圏域の安全確保を図るため、次の項目について進める必要があります。

ア 職員の資質向上と専門的知識を有する職員の確保・養成

イ 国が示す消防力の基準を指針とした消防力の計画的整備

ウ 老朽施設の計画的な整備

エ 関係市町村の消防団との一層の連携強化と関係機関相互の連携・協力体制の充実強化

オ 災害弱者の死傷者減少への取組み

- カ 火災原因究明率向上への取組み
- キ 救急業務高度化の一層の推進
- ク 圏域内の第3次救急医療体制の整備
- ケ 都市化や高齢社会に対応した情報システムの整備と情報の管理

(3) 今後の方針と施策

圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係市町村の消防団や関係機関とより緊密な連携をとった対応を図ります。

それとともに、複雑・多様化する災害に的確に対応できる体制の検討や職員の資質向上、適正な消防施設・装備の整備等を図ります。

このために、広域消防の諸課題を整理しながら消防計画を策定し、計画に沿った諸事業及び諸施策を進めます。

5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

平成12年4月からの介護保険法の施行に伴い、市町村は介護保険の保険者として被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収など多岐にわたる事務を実施することとなりました。

このうち介護認定審査会に関する事務を広域連合で行うこととなり、平成11年8月、松本広域連合介護認定審査会を設置するとともに、当該審査会の事務処理を効率的に行うため、コンピュータを活用した介護認定審査システムの導入を図り、10月から認定審査を開始しました。

(2) 現状と課題

圏域住民から迅速で公平な認定審査を強く望まれており、関係市町村との連携・協力を密にしながら、適正な介護認定審査会の運営に努める必要があります。

また、効率的な事務処理を進めるため、被保険者データのより合理的な処理方法の研究等も必要となります。

(3) 今後の方針と施策

要介護認定事務については、制度の趣旨に沿って公平で迅速な対応を図るため、関係市町村との連携を一層密にして介護認定審査会の円滑な運営に努めるとともに、今後の実績を踏まえ介護認定審査体制の充実を図ります。

また、介護保険制度のより効率的な運用、効率的な事務処理に対応した介護認定システムのあり方等の研究を関係市町村と一体となって進めます。

関係市町村は、保険者として介護認定審査会の円滑な運営に協力するとともに、介護認定審査会の判定に基づき適正な認定を行います。

6 広域的なごみ処理の対応に関すること

(1) 経緯

厚生省からの廃棄物処理施設新ガイドラインの提示に伴い、平成10年度、関係市町村に池田町及び松川村を加えた21市町村は、県の指導に基づき松本地域ごみ処理広域化計画(以下「ごみ処理広域化計画」という。)を策定しました。

また、住民の環境に対する関心の高まりから、廃棄物の適正な処理の確保等の住民ニーズにこたえ、広域的なごみ処理への対応をすることとなりました。

(2) 現状と課題

圏域のごみ処理は、平成11年度から4組合(松本西部広域施設組合、塩尻・朝日衛生施設組合、白坂衛生施設組合及び穂高広域施設組合)により処理されています。

また、ごみの収集は従来から各市町村が実施し、分別収集方法やリサイクルへの取組みはそれぞれ異なっています。

平成11年6月、ごみ処理広域化計画の推進に向け「松本地域ごみ処理広域化推進協議会」が発足し、構成員として広域連合も参画しています。

この協議会は松本保健所を事務局として、ごみ処理広域化計画の進行管理、新技術の研究・情報交換、ごみ減量化・リサイクルの推進、分別収集方法の統一、ごみの適正処理に関する研究・情報交換等の検討を進めることとしています。

(3) 今後の方針と施策

ごみ処理の広域的な課題に適切に対応するため、松本地域ごみ処理広域化推進協議会を通じ、今後の地域の方向性を把握するとともに、関係市町村の意向を踏まえた課題の調査研究を進めます。

7 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

少子・高齢化、高度情報化、地方分権の推進、厳しい行財政環境及び多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応し、豊かさ、ゆとり及び安心を実感できる地域社会の実現に向けた市町村の役割は大変重要となっています。市町村が限られた財源で効率的に行政諸施策を進めるため、圏域全体として職員の能力開発と一層の資質向上に取り組むこととなりました。

(2) 現状と課題

関係市町村及び広域連合では、職員の能力開発と資質向上のため、多様な研修の機会を設け人材の育成に努めています。

広域連合には地方分権の受け皿として、また広域行政の一層の推進に向け、関係市町村職員の共通認識の醸成や個々の市町村では対応が困難な高度で専門的な共同研修の開催、市町村相互派遣研修による職員交流の調整等が求められています。

(3) 今後の方針と施策

関係市町村の研修の状況とニーズを把握し、個々の市町村では対応が困難な高度で専門的な研修及び広域行政を推進するために必要な共同研修を行います。

また、職員の能力等の向上と関係市町村相互の理解・交流を深める派遣研修に伴う関係市町村間の連絡調整を行い、関係市町村は、広域連合が行う共同研修や派遣研修に協力します。

8 調査研究に関すること

(1) 経緯

日常生活圏の拡大、価値観の多様化、少子・高齢化、過疎化等が進む中、住民の多様で広域的なニーズに対応するため、広域的な課題についての調査研究に取り組むこととなりました。

(2) 現状と課題

地方分権や広域的な諸課題に柔軟に対応することが求められていることから、住民本位の効率的及び効果的な広域行政の推進について調査研究を進める必要があります。

(3) 今後の方針と施策

関係市町村及び関係機関との連携を図り、研究会、講演会等を通じ次の事項に関する調査研究を進め、広域連合として処理することが適切な事項については積極的な対応を図ります。

ア 地方分権に関すること。

イ 広域的な地域情報化に関すること。

ウ 広域的な保健福祉に関すること。

エ 広域的な観光振興に関すること。

オ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。

9 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画の期間は、原則として、平成11年度から平成15年度までの5か年とし、その後5か年を単位に、計画期間満了前に見直しを行います。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、随時改定を行うものとします。